

第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書

紙申請用

下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 対象施設（店舗）の情報 （□は該当するものにチェックを入れてください。）

店 舗 名 称 (店舗名又は屋号)	フリガナ	
	※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。 例：大阪食堂 大手前店	
対 象 店 舗 所 在 地	〒	大阪府 (店舗の直通電話番号：)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり () ※HPのURLなど、インターネット上の情報で、店舗内の営業実態（内観・飲食スペース等）が確認できるものについてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 情報なし ※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗所在地が記載されている光熱水費の検針票・請求書・領収書のいずれかの写し」等を提出してください。（詳しくは募集要項のP15を確認してください。）なお、第1期～第7期の協力金を申請している場合は、内観写真等の提出は不要です。	
要請期間中の 閉店・開店の有無	<input type="checkbox"/> 期間中に途中閉店又は途中開店していない <input type="checkbox"/> 9月29日までに閉店又は 9月2日以降開店した ※9月29日までに閉店した場合又は、9月2日以降に開店した場合、いずれかの日を記入ください。 ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。 閉店日 令和3年9月 日 開店日 令和3年9月 日	
申 請 者 と 対 象 店 舗 の 関 係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)	
業 態	下の【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。	
	<番号>	「5」・「18」については、具体的な業態をご記入ください。
飲食店・喫茶店の営業許可証の 有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 直近の申請時から変更がなかった。 <input type="checkbox"/> 直近の申請時から更新等により変更があった。 } ⇒許可証の添付が必要です。 <input type="checkbox"/> 初めて協力金を申請する。	

【対象施設（店舗）一覧表】

	対象施設（店舗）	
飲食店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	1	飲食店
	2	料理店
	3	喫茶店
	4	居酒屋
	5	1～4以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外	6	キャバレー
	7	ナイトクラブ
	8	ダンスホール
	9	スナック
	10	バー（接待や遊興を伴うもの）
	11	ダーツバー
	12	パブ
	13	サロン
	14	ホストクラブ
	15	ディスコ
	16	カラオケボックス
	17	カラオケ喫茶
	18	6～17以外のその他遊興施設
結婚式場 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている結婚式場	19	結婚式場

2. 本協力金の支給額等に関する情報

支 給 額 (申 請 額)	以下の①～③のいずれかにチェックを入れ、②・③の場合は支給単価（1日当たりの支給額）を算定シートから転記してください。支給額は支給単価×対象期間（日数：最大30日間）となります。日数については下記3. で選択いただいた日数となります。	
	<input type="checkbox"/>	①支給単価（1日当たりの支給額）一律4万円
	<input type="checkbox"/>	②売上高方式 ※上限10万円 支給単価（1日当たりの支給額） <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 0 0 0 円
	<input type="checkbox"/>	③売上高減少額方式 ※上限20万円 支給単価（1日当たりの支給額） <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 0 0 0 円
②・③を選択する場合は、募集要項P14の参照月を含む確定申告書や帳簿、算定シートの添付が必須です。		

3. 要請の遵守状況（□は該当するものにチェックを入れてください。）

感染拡大予防ガイドライン及び要請を遵守した期間	以下の①～③のいずれかにチェックを入れてください。	
	<input type="checkbox"/>	①令和3年9月1日から令和3年9月30日まで（30日間）
	<input type="checkbox"/>	②前半のみ：令和3年9月1日から令和3年9月12日まで（12日間）
	<input type="checkbox"/>	③後半のみ：③令和3年9月13日から令和3年9月30日まで（18日間）
期間中に閉店又は開店した場合は、閉店日まで又は開店日から要請を遵守していること		
通常の営業時間及び要請を遵守した内容	以下の①～③のいずれかにチェックを入れてください。	
	<通常の営業時間：午後8時より後の時間を含む>	
	<input type="checkbox"/>	①対象期間中、休業した。
	<input type="checkbox"/>	②対象期間中、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで、午後8時までに営業時間を短縮した。 ※対象期間中の一部の期間で休業した場合を含む。
<通常の営業時間：午後8時以前>		
<input type="checkbox"/>	③通常酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備の提供を行っており、対象期間中、休業した。 ※酒類及びカラオケ設備の提供を元々行っておらず、通常、午後8時までの時間帯のみ営業している店舗は、支給対象外となります。	

4. 大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルステッカー）」の導入に関する情報

※営業時間短縮等協力金（第1期～第7期）のいずれかを受給又は申請中の方は記入不要です。

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
ステッカー導入時期	<input type="checkbox"/>	①ステッカー導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できた。					
	<input type="checkbox"/>	②ステッカー導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。					
やむを得ない理由	②「ステッカー導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、下記に理由を記載してください。 例) ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 ()						